## 柔道整復師養成施設自己点検票

名

氏

平成29年5月1日 実施

作成者:

養成施設名 日本総合医療専門学校

役職名

学科名及び課程名

柔道整復学科医療専門課程

平賀 修司

所 在 地 東京都荒川区東日暮里6-25-13

法人事務局長

修業年限及び定員

3年 180名

査 事 項 判定 備考 関係法令等 1 学則に関する事項 (1) 学則に定めることが必要な次の事項が規定されているか 適■ 否口 要綱5 ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数)、1学年の定員、修業年限及び学級数 ④ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑤ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 ⑥ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続 ⑦ 進級、卒業、退学及び除籍の基準 ⑧ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定 2 教員等に関する事項 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか 指定規則第2条第1項第4号、要綱6 適■ 否口 (専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか) 指定規則別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の 指定規則第2条第1項第5号、要綱6 <sup>(2)</sup> 教員を有すること 滴■ 否□ (2)(3)(4)(5)教員(専任及び兼任に限らず)は、指定規則別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同 (3) 表の下欄に掲げる者であるか 指定規則第2条第1項第6号 【基礎分野】 指定規則別表第二基礎分野の項に規定する『教授するのに適当であると認められる者』とは、次のいず 要綱6(2) れかに該当する者等であるか 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) 要綱6(2)ア 担当科目について、教育職員免許法第四条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者 要綱6(2)イ 【専門基礎分野】 ① 医師 適■ 否口 指定規則「別表第二」 ② 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 否口 指定規則「別表第二」 適■ ③ 柔道整復師の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した 適■ 否口 指定規則「別表第二」 教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る) なお、担当する科目は、新指定規則(H12)による改正前の指定規則別表第一専門基礎科目 要綱6(4) の項に規定する「医学史」及び専門科目の項に規定する「関係法規」又は「柔道」のみ教授して ④ 指定規則別表第二専門基礎分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有す 適■ 否口 要綱6(3) る者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る) 要綱6(3)ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) 要綱6(3)イ 改正指定規則(平成元年)による改正前指定規則別表第三「解剖学 生理学 衛生学(消毒法を含む) 診療概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として 要綱6(3)ウ 勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る) 【専門分野】 滴■ 否口 指定規則「別表第二」 ② 柔道整復師の免許を取得してから3年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した 適■ 否口 指定規則「別表第二」 教員講習会を修了した者 ③ 指定規則別表第二専門分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』 適■ 否口 指定規則「別表第二」 とは、次のいずれかに該当する者等であるか 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、3年以上の勤務経験を有する者) 要綱6(5)ア 旧改正指定規則(平成元年)による改正前指定規則別表第三に規定する柔道整復師教員(旧改正規 則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向 要綱6(5)イ 上に努めた者に限る) 教員のうち5人(1学年に30人を超える定員を有する養成施設にあっては、その超える 適■ 数が30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若 指定規則第2条第1項第7号 しくは同表専門分野の項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有す る者である専任教員であるか (5) 専任教員のうち2人は、(柔道整復の教育に関し)5年以上の経験を有するか 適■ 否口 要綱6(6) (6) (5)の専任教員の5年以上の柔道整復に関する教員経験は常勤であるか 適■ 否口 柔道整復師である教員を2名以上専任とすること (7) 適■ 否口 要綱6(7) 教員1人の授業時間は1週あたり15時間を標準としているか 適■ 否□ 要綱6(8) (8)

## 柔道整復師養成施設自己点検票

平成29年5月1日 実施

養成施設名 日本総合医療専門学校

学科名及び課程名

柔道整復学科医療専門課程

所 在 地<u>東京都荒川区東日暮里6-25-13</u>

修業年限及び定員

3年 180名

作成者: 役職名 <u>法人事務局長</u> 氏 名 平賀 修司

	調査事項	判	  定	関係法令等	備考
(9)	教員の出勤状況が確実に記録されているか	適■	否口	要綱6(9)	
(10)	専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適■	否口		
(11)	無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等によ 、教員が担当科目を教授する資格があることを確認しているか 教員を変更する際は、教員資格を確実に確認しているか	適■	否口	要綱6(10)	
3 生徒	に関する事項				
(1)	入学資格の審査は確実に行われているか (卒業(見込)証明書の提出)	適■	否口	要綱7(2)	
(2)	1学級の定員は30名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適■	否口	指定規則第2条第1項第8号、要 綱7(1)、H11,1,12医事第1号通知	
(3)	入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適■	否口	要綱7(3)	
(4)	入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適■	否口	要綱7(4)	
(5)	転学は、指定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか	適■	否口	要綱7(5)	
(6)	出席状況が確実に把握されているか	適■	否口	要綱7(6)	
(7)	進級、卒業、成績等に関する記録が確実に保存されているか	適■	否□		
(8)	出席状況の不良な者について、進級又は卒業の措置は適切か	適■	否口	要綱7(6)	
	卒業の判定に当たり、財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査 制度などにより実技能力の審査が適正に行われており、また、その審査結果が記録・保 すされているか	適■	否口	要綱7(7)	
(10)	健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	適■	否口	要綱7(8)	
4 授業	に関する事項				
(1)	授業は適切に行われているか (昼間の課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特に むを得ないと認められる場合に限り行うこと。)	適■	否口	要綱8(4)	
(2)	教育の内容は、指定規則別表第一及び要綱別添に定めるもの以上であること	適口	否口	指定規則第2条第1項第3号	
	単位の計算方法は適切であるか 1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は 0時間から45時間、臨床実習は45時間)	適■	否□	要綱8(2)、(3)	
(4)	単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得 ていることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)	適■	否口		
(5)	夜間授業は適切であるか(18時以降1日4時間以内)※黒板、机等の照度150ルッスク以上	適■	否口	要綱8(5)	
(6)	学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適■	否口	要綱8(6)	
(7)	教員が欠勤した場合の措置は適切であるか (振替授業等)	適■	否口	要綱8(7)	
(8)	同時に授業を行う学生の数は30人以下であるか	適■	否口		
,	を間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成 を設の申請等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数 「確実に履修できる年間授業計画としているか	適■	否口	要綱8(8)	
	に関する事項				
(1)	 	適■	否口	要綱9(1)(2)	
(2)	養成施設以外での実習が行われていないか	適■	否□	要綱9(3)	
6 校舎	に関する事項				
(1)	適正な数の普通教室を有しているか (同時に授業を行う学級の数以上)	適■	否口	指定規則第2条第1項第9号	
(2)	図書室を有しているか	適■	否口	要綱10(2)	
(3)	基礎医学実習室及び実技実習室を有しているか	適■	否口	指定規則第2条第1項第10号	
	各教室の面積は適正か(普通教室1.65㎡/人、基礎医学実習室3.31㎡/人、 ミ技実習室6.3㎡/1ベッド)	_ 適 <b>■</b>	否口	指定規則第2条第1項第11号	
(5)	実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備並びに水道設備が整備されているか	適■	否口	指定規則第2条第1項第12号、要綱 10(3)	
(6)	基礎医学実習室の机・椅子は適正に配置されているか	適■	否□	要綱10(4)	

## 柔道整復師養成施設自己点検票

氏 名

平成29年5月1日 実施

作成者:

養成施設名 日本総合医療専門学校

役職名

学科名及び課程名

柔道整復学科医療専門課程

平賀 修司

所 在 地 <u>東京都荒川区東日暮里6-25-13</u>

<u>法人事務局長</u>

修業年限及び定員

3年 180名

		調	査	事	項	半	<b></b> 別定	関係法令等	備考
		校舎は確実に使用できる (原則として設置者所有、確				所有■	賃貸□ 否□	要綱10(5)	
	(8)	校舎は他の目的に併用さ	れていないか			併用 有	頁□ 無■	要綱10(6)	
	(9)	事務室、消毒・手洗設備・	その他必要な旅	記設を有している	るか(配置構造)	適■	否口	指定規則第2条第1項第13号	
	(10)	柔道場を有すること				適■	否□	要綱10(1)	
7	財政	なに関する事項							
	(1)	養成施設の運営は適正であ	るか (管理運	営、財政上の	健全性)	適■	否口	要綱11(1)	
	(2)	養成施設の経理は明確に区	Ӡ分されているカ	、(養成施設」	以外と)	適■	否□	要綱11(2)	
		していないか			外の生徒納付金は一切徴収	適■	否口	要綱11(3)	
	(4)		改定しようとする	る日の3ヶ月前	する場合は次の事項を記載 までに、神奈川県知事あて扱 計画書		否口	要綱11(4)	
		イ 新設又は改定した場合( ウ 新設又は改定しようとする	こ予想される翌	年度の経理計					
8	事務	8に関する事項							
	1 2	各帳簿類は適正に管理され 次に掲げる表簿が備えられ、 学則 ■ 日課表 職員名簿 ■ 履歴書 学籍簿 ■ 出席簿	学籍簿は20年 ■ 学校日 ■ 出勤第			適■	否口	要綱12(1)~(7)	
	_	入学者選考表簿 ■ 資産原簿 ■ 出納簿 器械器具·標本·模型·図書 往復文書処理簿 ■		央算に関する表演	等 ■				
	(2)	専任の事務職員は配置され	にているか			適■	否□	指定規則第2条第1項第15号	
9	器板	成器具 (要綱別表)							
	,	別紙				適■	否□	指定規則第2条第1項第14号、要 綱10(7)	
10		型及び標本 (要綱別表)				1			ı
		別紙				適■	杏口	指定規則第2条第1項第14号、要 綱10(7)	
11									
H		教育上必要な専門図書(		)		適■	否口	   指定規則第2条第1項第14号、要	
		学術雑誌 (10種類以上)				適■	否口	綱10(7)	
12	その	他の備品							
		机及び椅子(同時に授業な				適■			
	<b>-</b> -	実技実習室:ベッド及びその			(下)	適■	否口	要綱別表	
13	その	他変更申請及び届出、韓	牧告に関する	事項					
	(1)	変更承認申請は変更する日	日の6ヶ月前まで	で、東京都知	事あて提出しているか	適■	否□	要綱3(1)	
	(2)	変更届は変更した日から1月	月以内に、東京	都知事あて届	出をしているか	適■	否□	施行令第4条第2項	
	(3)	毎学年度開始後2月以内に	こ報告する年次	報告は、遅滞	なく報告しているか	適■	否口	施行令第5条第1項	